

人生の各駅にたたずみ、
思い出を廻るためにの時間を
大切にしたい。



2面

●仏教のお話し 諸行無常とは ●弁護士 渡邊清朗先生の「法律の観点から見た葬儀のお話シリーズ」 遺言書の大切さ

葬儀ワンポイントアドバイス その1 コレは聞いておきたい！ お通夜料理の取り方（目安）

●税理士 高橋裕義先生の「税金のお話し」 平成27年度の税制改正で 相続税増税！

心温まるお話し 「1枚のビスケット」

●知っておくと役に立ちます！ 葬儀用語「友引」とは……

●山手葬祭協同組合インフォメーション

2014年 10月4日・11日 2日間 葬儀知識基礎講座 & 検定開催！
会場／三茶しゃれなあと（世田谷区民会館別館）

先着20名様：山手葬祭協同組合事務局までお早めにお申込み下さい!! — TEL. 03-3302-1710

参加費
無料



2014.8.15

Palette

4

心温まるお話し 「1枚のビスケット」



私は以前、井上和彦氏のある本の中で、マハトマ・ガンジーについて記載された箇所を読み、心温まり感動したことを覚えてい

「ガンジーは我々にとって神様です」と今でも小さな子供から年配の方までが彼を称え、感謝を捧げているようです。首都のデリーでは、生前のガンジーの活動拠点となった「ガンジーアシラム」という修養所が今も運営されています。ここは社会から差別を受けて、生活が困難な最下層の「ハリジャン」に教育や職業訓練を行った場所で、ガンジー亡き後もハリジャンの子供たちが集団で生活し、教育を受けています。ちなみにインドの言葉で「ハリ」は「神」、「ジャン」は「子」、つまり「神の子」を意味するのです。今でこそ身分制度は法律で禁じられていますが、インドでは依然として、教育も受けられず路上生活に近い暮らしをしている人々が多いそうです。現在この施設はガンジー財団によって運営され、子供たちに教

育を施されています。その施設で寄宿生活をする子供たちの目は輝き、筆者が訪れた時も満面の笑みで迎えてくれたのが印象的だったそうです。また、小さな家の軒先で、元気な子供の声に誘われ覗いてみると、五歳くらいの女の子が人懐っこい笑顔で迎えてくれて、ビスケットをあげると丁寧に挨拶をして受取り袋を開けました。そして驚いたことにまず二人の幼い弟に一枚ずつ配り、次におばあちゃんに、そして最後に自分が口にしたそうです。こんな幼い子が、自分が貰ったモノを先ず弟に食べさせてやろうという気持ちがいじらしく、その姿に感動し涙が込み上げてきたそうです。何不自由なく育った日本の子供たちにはおそらく真似はできないでしょう。私はこの子供たちは物質的には貧しいけれど、日本の子供たちよりもずっと「心が裕福」であるように思えました。何が幸せで何が不幸なのか、インドはそんな人生観を教えてくれる国なのだと感じました。

参加費
無料

「葬儀知識基礎講座 & 検定」を年2回（春秋）開催中！
10月校（第三期生）募集中です！

今話題の人気講座！

私たち誰もが直面する大切な人とのお別れ、そしてお別れの式「ご葬儀」は身近であるにも関わらず、急な出来事で善し悪しの判断もつかないまま「葬祭業者任せ」になっている事が多く、その結果思い描いていたような送り方が出来なかったという声を時折耳にします。

山手葬祭協同組合では、そんな《あるべき姿》とのギャップに悩まないよう「葬儀知識基礎講座 & 検定」を開催し、今回の募集で第三期生をお迎えする事になりました。

プログラムされており、とても勉強になる講座ですので、是非この機会にご家族やご友人をお誘いいただきご参加いただければ嬉しく思います。

次回開催は、十月四日（土）・十一日（土）二日間（検定試験含む）開催です。場所は、三茶しゃれなあとで、参加費は無料です。お申込は、03・3302・1710 / 山手葬祭協同組合事務局まで。

編集後記

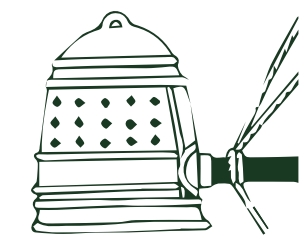
はじめまして、山手葬祭協同組合事務局です。組合では、大切な人を亡くした方や、ご自身が亡くなった時に残された方が困ったり、不安になったりしないように少しでも多くのお役立ち情報を発信していこう！という想いから、毎年2回程度（不定期ですが）「汗」情報誌「パレット」を発行することになりました。編集など不慣れで、手作り感たっぷりだと思いますが、何卒あたたかい目でご覧いただければ幸いです。今後ともよろしくお願い申し上げます。

仏教のお話し 諸行無常とは

皆さんも耳にした事があると思いますが、鎌倉時代に成立したとされている平家物語の一節に「祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響きあり」とあります。その「諸行無常」のお話です。

大乘仏教では、最も大事な三法印という言葉があります。それは、「諸法無我」と「涅槃寂靜」とこの「諸行無常」です。諸行とは万物。無常とは、はかないことなのかもしれませんが、つまりはとどまらないことであると言っております。

この世の一切の現象、宇宙にあるすべてのものは「一秒たりとも今を維持することがない」ということです。いい時も、わるい時もとどまらない。人生はいろんなことが起こりえるものであるとの考えで、もともと「仏教は人が生きるための考えかた」なのです。



他にも諸行無常のお話で有名なのが、「い

ろは歌」というものがあります。これは無常観をあらわしている歌で作者は弘法大師（空海）との説もあるようですが、今は不明になっているようです。



色は匂へど 散りぬるを

我が世誰ぞ 常ならむ

有為の奥山 今日超えて

浅き夢見じ 酔ひもせず

これを私なりに自己訳してみました。「よい匂いのするお花が咲いてもいつかは散ってしまうもので、この世の中で不変なものなどありません。人生はいろいろなことがおきるもので、目の前のことにとらわれ（執着）なければ、安らかな境地に達するであろう。」

最後に「祇園精舎の鐘の聲」の祇園精舎は今から約2千5百年前にお釈迦様「ブツダ（目覚めた人）」が説法をされた場所のことで、そこには鐘はありませんでしたが今世紀に入ってから祇園精舎に日本人がその鐘を寄進したそうです。

遺言書の大切さ



皆さんこんにちは。今回は、遺言についてお話しします。

昨今、遺言は増加の一途にあり、現代社会における死に関わる重要な役割を担っているといえることができます。遺言書を作成することによって、遺言者の財産をスムーズに相続人らに承継させることができますし、相続人間の紛争を防止することにもなります。遺言は、日常用語としては「人が死に際して残す言葉」と理解されています。しかしながら、法律用語としては「死に際して身分上あるいは財産上の法的効力を発生させる目的で行う意思表示」という意味で使われています。そして、遺言は法律の定める方式に従ってなされなければなりません。民法では、普通方式として自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類、特別方式（死亡の危急に迫った場合等の方式）として一般危急時遺言等4種類の方式を定めています。

ここでは、一般的に最も活用されていると思われる自筆証書遺言について説明します。自筆証書遺言は、7種の遺言方式の中で最も簡便なものです。自ら書面に記載し、押印することで有効な遺言の作成ができます。しかしながら、自筆証書遺言は、公正証書遺言に比し、遺言能力（遺言の内容及び法律効果を理解できる能力）に紛争が生ずることや偽造・変造されたりする危険があります。自筆証書による遺言に要求されている形式は、自分で遺言の全文と日付及び氏名を書いて、署名の下に印鑑を押捺しなければならぬということです。そして、通常は封書に入れて封印されていることが多いと思います。自分で書かなければならないので、ワープロ等による遺言は無効です。また、必ず日付が記載されていなければなりません。こうした遺言の要式を法が厳格に定めているのは、遺言の内容を明確にし、偽造・変造を防止するためのものです。ですから、自分で文書を書くことができない場合は、他の要式の遺言

（公正証書遺言等）を選択することになります。そして、公正証書遺言を除く遺言は、遺言者の死亡後遅滞なく、その保管者が遺言書を家庭裁判所に提出して、検認の請求をしなければなりません。検認を受けるまで、遺言書（封印されている場合）は開封してはいけません。検認手続は、家庭裁判所が遺言書を開封して相続人に遺言書を確認等してもらう手続です。検認手続を経た自筆証書遺言は、不動産登記手続や預金の解約等に使用することができます。せっかく自筆証書遺言を作成したのに、法的要式を満たさずに無効になってしまわないようにして下さい。また、遺言はいつでもその全部または一部を取り消すことができ、一番新しい日付のものが有効となります。ですから、いったん遺言書を作成しても、内容を変更したい場合は新しく遺言を作成することができます。残されるご家族のために遺言書の大切さを知っておきましょう。



遺言書の大切さを知っておきましょう。

葬儀ワンポイントアドバイス その1

お通夜料理の取り方（目安）



お通夜の料理って、何人弔問にくるかわからない中で、少なすぎてもいけないし、多すぎても無駄になるし、その判断は難しいですよ。例えば「遺族・親族が20人、各所の手伝いが5人、会葬者の予想人数が50人」の規模予想のお通夜の場合、果たして何人前の料理を手配すればよいと思いますか？先の人数を単純に足し算すると75人になるので、75人分と考えがちですが、たいていの場合それでは多すぎます。確かに遺族・親族と手伝いの方々はその日の夕食にもなるので、その人数が必要になりますが、会葬者に関してはその振る舞いの場に寄る方もいれば寄らない方もいるし、沢

山召し上がる方もいれば少しの方もあるので、会葬者の予想人数を丸々取る必要はなく、目安としては「会葬者の予想人数の50%」になります。すると先の人数規模では「遺族・親族20人＋お手伝い5人＝25人分」に「会葬者の予想人数50人×50%＝25人分」を加えた「50人分」が「規模に応じた適切な通夜料理の取り方」となります。ただしこれはあくまでも目安で、その土地柄や団体ごとに「振る舞いの場に寄る方が比較的多い」とか「比較的良好よく召し上がる」といった会葬者の傾向があります。その際は「会葬者の予想人数×50%」ではなく「60%」とか「70%」にする必要があるかと思えます。そういった傾向はその土地や団体の葬儀を担当する経験値の高い葬儀社だとなりの確かなアドバイスが可能になります。実際には、お料理の量だけでなく、予想される会葬者を受け入れる振る舞いの場の大きさや、会葬者の流れなども考慮に入れる必要もあります。導線が悪かったり、会場が狭く立ち寄る方が少なければ、会葬者の予想は正



と思っております。



しくてもお料理も無駄になったりします。各式場やお寺ごとに経験値の高い葬儀社を選ばれると無駄の少ない手配が出来ると思います。かつては「葬儀で出される料理なんて美味しくない」と言われておりましたが、近年では仕出し料理屋さんも努力されていることもあり、お通夜料理もご葬儀の料理もとても美味しくなっています。

当組合では、皆さまが直面するご葬儀の際に感じる不安や疑問などを少しでも解消できるような情報を発信していければと思います。

平成27年の税制改正で 相続税増税！ 税理士 高橋 裕 義



平成27年以降の相続から相続税の増税が行われます。具体的

的には、遺産総額から控除される基礎控除額が従来の「5千万円＋1千万円×法定相続人の数」から「3千万円＋6百万円×法定相続人の数」に変わります。相続人が故人の配偶者とお子さん2人の場合には、従来7千万円あった控除額が4千2百万円に減ってしまい4千2百万円以上の遺産があったら、申告が必要になってしまうのです。相続税の申告に使われる土地1㎡あたりの評価額である路線価は、世田谷区役所のところで42万円（平成25年度）です。基礎控除額が4千2百万円の場合には、ここに100㎡（約33坪）以上の土地を持っていたとすると、それだけで相続税の対象になる計算です。これだけ見ても、多くの方にとって相続税は身近な税になるということがわかります。ところで、相続税の申告をする際には、故人の自宅など一定の土地について、課税評価額を20%

に減額する特例措置が用意されています。先ほどの例では、4千2百万円の土地の課税評価額が2割の840万円になります。また、故人の妻や夫などの配偶者が相続した遺産については、少なくとも1億6千万円まで相続税がかからない特例措置もあります。ですから、自宅が主な財産で配偶者が全部遺産を相続するという場合には、これまで通り、相続税を納めなければならなくなるというケースは少ないはずですが全部相続した配偶者が亡くなった時には相続税を納めることになるでしょう。相続税は、これらの特例を上手に使うことと生前の対策が重要です。実際に相続が発生してからできる節税策もあります。が、やはり生前に一工夫しておくことが一番の対策です。例えば万が一の際に予想される相続税が今入っている保険金で賄える範囲なら、それで払うと割り切ってしまうのも対策と言えるかもしれません。一度計算してみることをオススメします。